薬生食監発0112第5号 平成30年1月12日

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 (公 印 省 略)

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

標記について、別添のとおり農林水産省より各都道府県知事宛て通知を発出したとの情報提供がありましたのでお知らせします。

引き続き、食鳥処理場における鳥インフルエンザを疑う場合のスクリーニング検査及び感染の疑われる生体の搬入防止の指導等の実施についてご対応をお願いします。

[参考通知]

- ・「食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について」 平成16年3月12日付け食安監発第0312001号(平成27年9月9日最終改正)
- ・「高病原性鳥インフルエンザ感染食鳥の食鳥処理場への搬入防止について」 平成17年4月13日付け食安監発第0413001号



29消安第5209号 平成30年1月11日

厚生労働省医薬・生活衛生局長 殿

農林水産省消費・安全局長

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴 う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知しましたので、 御了知頂きますようお願いします。

29消安第5209号 平成30年1月11日

都道府県知事 殿

農林水產省消費 • 安全局長

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の 強化について

香川県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、香川県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

本事例は国内での、今シーズン初めての発生事例となりますが、

- ① 近隣国では家きんでの発生が続いていること
- ② 今後、寒波の到来等により、渡り鳥を含む野鳥が国内を移動することが考えられることから、家きん飼養者及び関係者に対し、引き続き厳重な警戒を要請するとともに、「平成29年度の秋以降に備えた高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の強化について」(平成29年6月29日付け29消安第1755号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策につき、指導又は助言を実施するようお願いします。

また、防疫指針第4の1の(1)にあるとおり、家きん飼養者から異常家きんの発見の通報を受けた場合には、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確な初動対応の実施につき、遺漏なきよう改めてお願い申し上げます。